

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

令和3年度 被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）について（通知）

平素は共済組合の事業にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当共済組合では地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項に基づき、毎年、被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）を実施しており、今年度においても下記のとおり実施いたしますので、ご対応をよろしく申し上げます。

また、今回の資格確認に時に国内居住要件の確認についても併せて行うことを申し添えます。

記

1. 昨年度との変更点等

別居している被扶養者への送金額の確認方法の変更

(令和2年10月20日付け公共高第308号、令和3年1月6日付事務連絡、福利高知127号及び令和3年6月2日付け公共高第157号にて通知済み)

これまでの検認においては、別居している被扶養者への送金額の確認は、組合員の申告（書類へ記載）のみで判断していたところです。

しかし、送金額が不足していたことにより、遡って被扶養者の資格取消となり、医療費の返還が発生した事例や、申告された送金額に疑義が生じるケースも年々増えているため、別居している被扶養者の資格確認について、これまで以上に適正に行うため、送金額の確認について見直しを行うこととしました。

つきましては、今回の検認時における送金額の確認については、下記のとおり、送金の事実を確認できる書類を提出していただきます。

対象者	送金の方法	検認時に提出いただく書類
組合員の配偶者、子及び孫 以外 の別居している被扶養者	振込	振込書の写し、通帳等の写し、送金額が確認できる書類の写し等（日付・金額・振込先が分かるもの）
	現金書留	日付・金額・送付先が分かるものの写し
	手渡し	日付・金額を記載した「授受簿」（様式任意）
	その他	・施設への入所費用等の負担をしている場合は、費用負担の分かるもの（振込書の写し等） ・現物（食料、衣服等）を手渡しの場合は、日付・費目・金額を記載した「授受簿」（様式任意）

2. 国内居住要件（住民票の有無）の確認について

令和2年4月1日から被扶養者の認定要件に国内居住要件に関する規定が追加されました。「国内居住要件」とは、被扶養者が住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすこととなります。そのため、現在認定されているすべての被扶養者について、住民票の有無の確認を行います。（毎年検認時に住民票の有無について確認します。）

この確認方法については、届出いただいている個人番号（マイナンバー）を活用し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から被扶養者の住所情報の提供を受けて実施しますが、個人番号（マイナンバー）を届出いただけていない場合等で住民票の有無が確認できない場合は、別途住民票の提出を求めることとなります。

また、以下の「国内居住要件の例外」に該当する場合は、各事由を証明する添付書類を提出していただくこととなりますが、今回の調査において、住民票がなく、国内居住要件の例外にも該当しなかったことが判明した場合には、被扶養者資格を取消することとなりますのでご了承ください。

《国内居住要件》

原則	日本国内に住所を有するもの ※住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は国内居住要件を満たさないと判断されることがあります。	
	日本国内に住所を有しないが、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるもの（以下①～⑤）	
例外	事由	添付書類
	① 外国において留学をする学生	査証、学生証等の写し
	② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令等の写し
	③ 観光、保養又はボランティア活動その他の就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明等の写し
	④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって②に掲げる者と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
	⑤ ①～④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別対応
国内居住要件の例外に該当する場合は、「国内居住要件の例外に該当する」ことを証明する書類を提出していただき、被扶養者の要件を満たしているか確認します。		

3. 送付書類

- ①令和3年度 被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）の手引
- ③令和3年度 検認対象被扶養者調査票及び記入例
- ③給与等支給証明書及び記入例
- ④令和3年度 被扶養者一覧表（共済組合提出用）※ピンク色

3. 手続方法および提出書類

「令和3年度 被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）の手引」をご確認ください。

※各種手続きの参考資料として、「**福祉事務の手引**」をご活用ください。

（公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>手引1に掲載しています。）

4. 提出期限

令和3年8月31日（火）必着

5. 注意事項

※やむを得ず上記提出期限に間に合わない場合は、**メールで**連絡をしてください。

※対象者全員の書類が揃わず、提出期限に間に合わない可能性がある場合は、書類が整っている方のみ先に提出して下さい。その場合、「被扶養者一覧表（共済組合提出用）」を一緒に提出して下さい。

※被扶養者資格確認（検認）書類の提出がない場合は、被扶養者の要件が確認できた時点まで遡って、被扶養者の認定を取り消すこととなりますのでご注意ください。

5. 問い合わせ先及び提出先

〒780-0850 高知市丸の内1丁目7-52

公立学校共済組合高知支部 共済班 組合員証担当

TEL : 088-821-4813 メールアドレス : kyosai39@kouritu.or.jp